

宗教法人規則変更認証申請関係書類等確認表

変更内容 被包括関係の設定又は廃止

1 法人名			
2 所在地			
3 代表者		包括団体名	
4 連絡先 TEL		系 統	

No.	添付書類			摘要
	書類名	部数	有・無	
1	規則変更認証申請書：別紙様式	1	○	
2	規則変更事項新旧対照表	3	○	所轄庁用・宗教法人用・登記用
3	変更後の規則（全編）	2	○	袋とじ又は割印のこと
4	規則変更の理由	1	△	※ 責任役員会議事録に記載があれば不要
5	法人登記簿謄本	1	○	
(包括関係に関する書類)				
6	包括団体の承認書の写し	1	○	※ 設定の場合
7	被包括関係廃止通知書の写し	1	○	※ 廃止の場合（内容証明郵便で行うこと）
(意思決定に関する書類)				
8	責任役員会議事録の写し	1	○	
9	信徒総会等の議事録の写し	1	△	規則で定めている場合
10	信徒その他の同意書の写し	1	△	
11	公告証明書：別紙様式	1	○	宗教法人法第26条第2項に基づく公告 公告は申請2箇月前までに完了していること。
12	公告文の写し	1	○	
13	写真（公告の掲示状況）	1	○	
(その他書類)				
14	その他必要と認める書類	1	△	

（参考）

第26条 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続きをし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下「被包括関係」という。）を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に關し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第27条の規定による認証申請の少なくとも2月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

（留意事項）

1 表中の添付書類の中で「写し」となっているものは、左記の様式により原本証明を行うこと

この写しは原本と相違ないことを証明する。

令和 年(年)月 日

宗教法人「」

代表役員 口□□ 口□□ 印

2 変更後の規則附則の末尾には以下の文言を追加すること。

附則

1 この規則の変更は、北海道知事の認証書の交付を受けた日（令和 年(年)月 日）から施行する。

3 提出された「2 規則変更事項新旧対照表」及び「3 変更後の規則」の最終ページに認証印を押印するので、ページ下部に7cm以上の余白を設けること。